

新発田市 景観計画

概要版



平成20年3月
(平成24年2月変更)



新発田市

目 次

1	景観計画について	3
2	エリア区分	4
3	行為の制限及び色彩制限	6
4	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	19
5	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	19
6	景観重要公共施設の整備に関する事項及び許可の基準	19

はじめに

近年の景観に対する意識の高まりを受け、国は平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を公表し、平成16年6月に「景観法」を公布しました。

本市においても、平成16年6月に竣工した新発田城三階櫓、辰巳櫓の復元をきっかけに、景観活動を行う市民団体も増え、活動もより活発化してくるなど、景観に対する市民の関心が高まってきました。

このような背景を受け、長期的な展望にたって市民みんなが協働し、より良い景観形成を推進するための基本計画が必要となり「新発田市景観計画」を策定するものです。

本計画は景観法に基づくものであり、本市固有の歴史、文化、自然等により育まれた新発田らしい景観をより魅力的で愛着と誇りの持てるものとして次世代へ継承することを目的としています。

平成20年3月

1 景観計画について

■景観形成に向けたコンセプト

新発田市を特徴づける魅力あふれる景観は、人々の生活とともに、地域の歴史・伝統文化や自然環境により育まれた「新発田市の財産」であり、これらの景観をより良い形で後世に伝えていくことは、非常に重要な意味を持ちます。

そこで、この魅力溢れる景観を守り、活かしながら、市民の誰もが潤いと安らぎ、そして誇りを感じることができる景観を市民と共に創り、次の世代へと継承することを目指したコンセプト(基本理念)とします。

【コンセプト】

**城下町の歴史文化と豊かな自然を守り、
活かし、創る市民共創の景観まちづくり**

■景観まちづくりの方向性

「守る」

新発田市のシンボルである新発田城などにより構成される歴史的景観や、春の桜、夏の海、秋の里山、冬の雪山といった四季折々の多彩な自然景観を後世に引き継ぐ財産として「守る」景観まちづくりを行います。

「活かす」

新発田城をはじめとする歴史的景観や、田園景観を中心とする自然景観は、新発田市の魅力の一つです。そこで、これら歴史的景観と自然景観を「活かす」景観まちづくりを行います。

「創る」

景観まちづくりの推進には、市民・事業者・行政の協力が必要です。そこで、新発田市の歴史的景観や自然景観を守り、活かすため、新発田市独自のルールのもと、「共創」により良好な景観を「創る」景観まちづくりを行います。

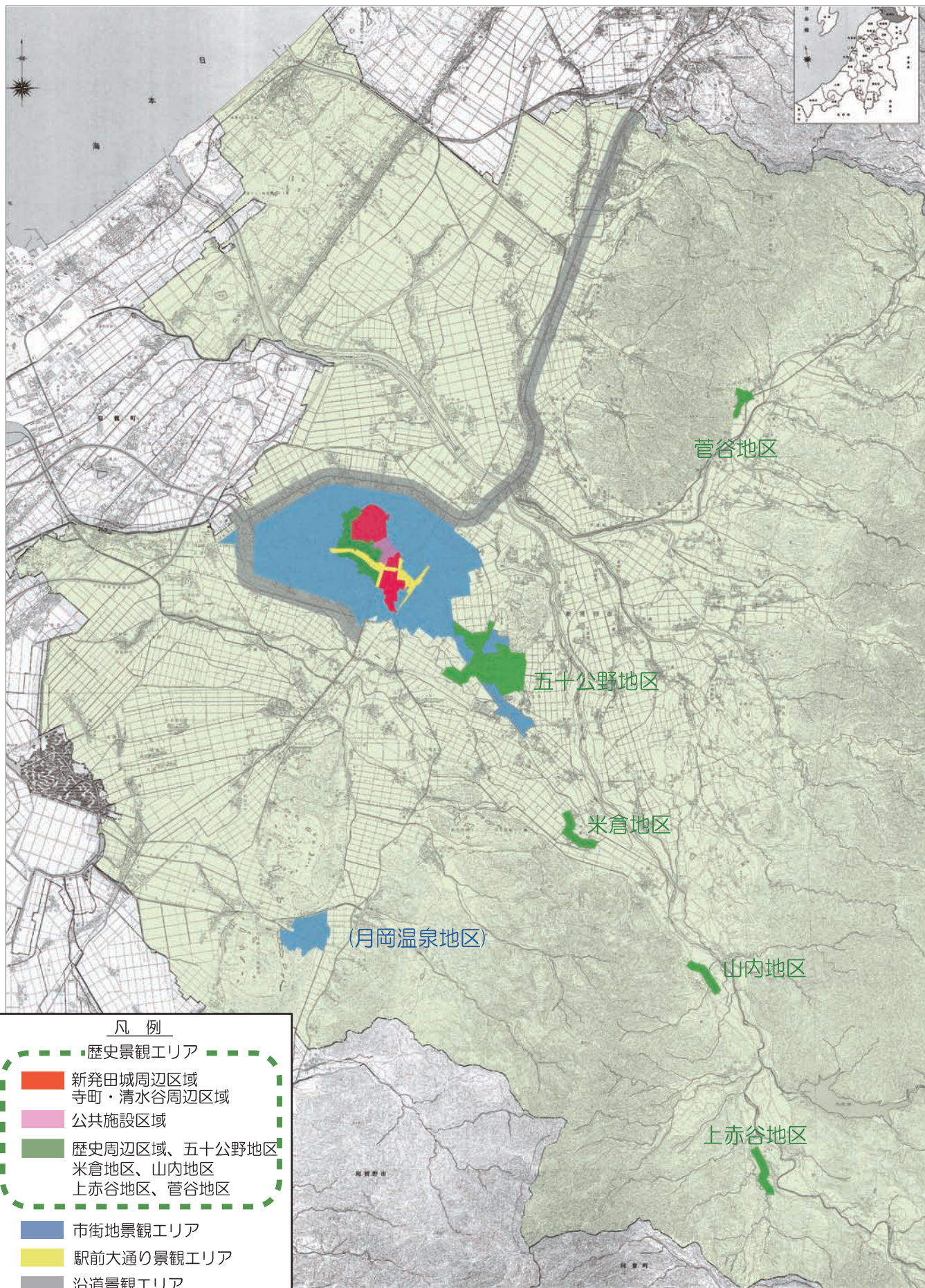
2 エリア区分

新発田市景観計画では、全市民が一緒になってまちづくりを進めるという観点から、景観計画区域は「新発田市全域」としています。

ただし、全域において、それぞれ特徴ある景観が形成されていることから、新発田市全域を5つのエリアに大別し、エリア毎に「良好な景観を形成するための基本方針」及び「行為の制限」を設定しました。以下にその範囲を示します。

なお、歴史景観エリアについては、さらに3つの区域に分けました。

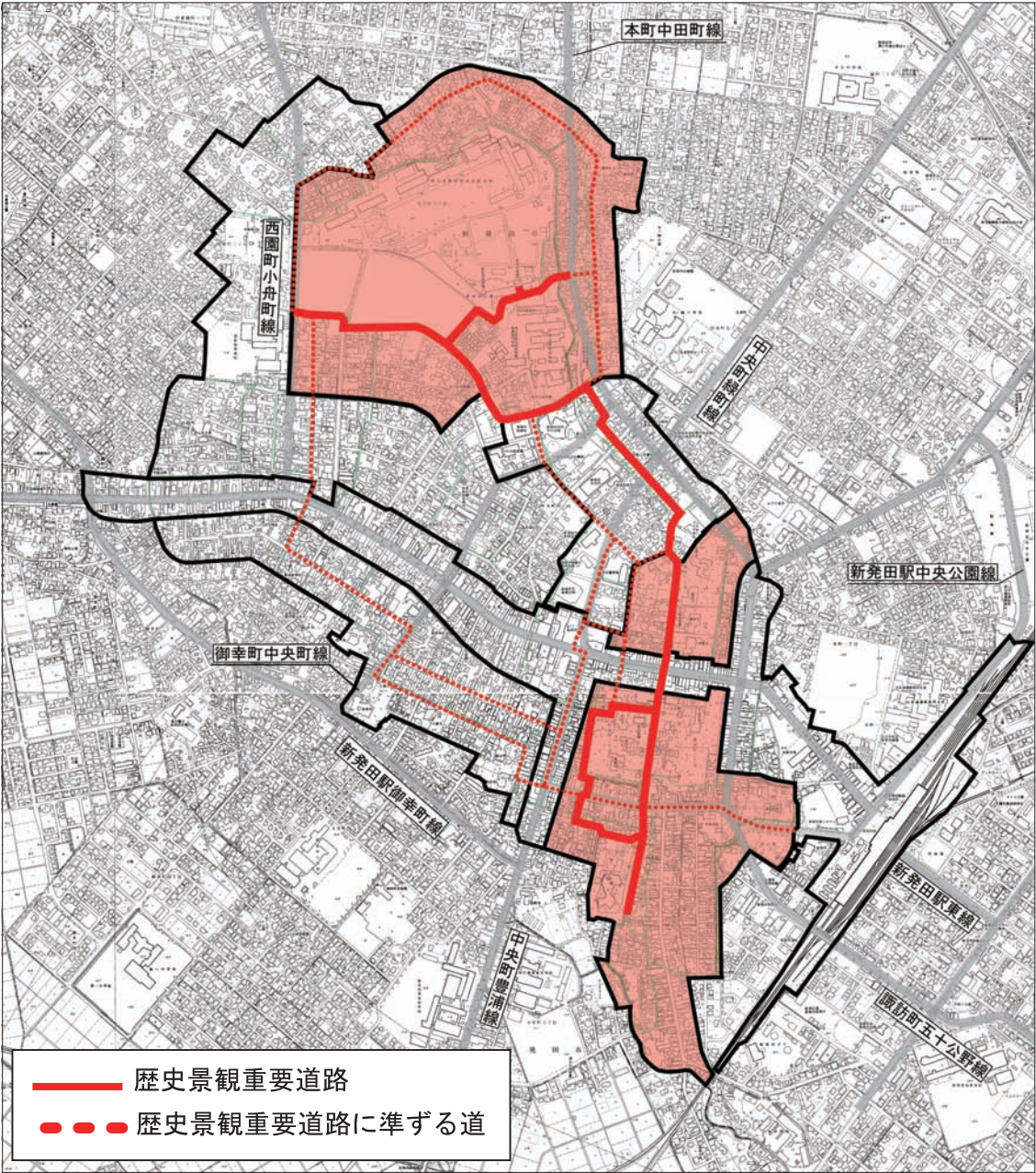
エリア名			主な各エリアの区域(範囲)
歴史景観エリア	A	新発田城 周辺区域 寺町・清水谷 周辺区域	○新発田城を中心として、それに接する街区 ○清水園から法華寺の間の街区とそれに隣接する街区
	B	公共施設区域	○新発田城周辺区域と寺町・清水谷周辺区域に挟まれた街区
	C	歴史周辺区域 五十公野地区 米倉地区 山内地区 上赤谷地区 菅谷地区	○歴史周辺区域＝旧町割りの区域 (上記2つの区域及び「駅前大通り景観エリア」を除く) ○五十公野地区・米倉地区・山内地区・上赤谷地区＝会津街道沿いの集落の区域(米倉地区・山内地区・上赤谷地区は、道路中心線から20m) ○菅谷地区＝菅谷寺を中心とした集落の区域
市街地景観エリア			○市街地(「歴史景観エリア」と「駅前大通り景観エリア」を除く)及び月岡温泉街
駅前大通り景観エリア			○新発田駅舎を含めた駅前通りに接する区域
沿道景観エリア			○国道7号及び都市計画道路新栄町荒町線(南バイパス)の道路中心線から両側80mの区域
自然景観エリア			○他のエリアを除いた区域



新発田市全域エリア図

3 行為の制限及び色彩の制限

(1) 「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」における行為の制限



「歴史景観重要道路」＝新発田城址公園から寺町を経て、清水園に至る南北の軸は、城下町としての骨格が現在も色濃く残る場所で、景観上最も重要な道路であることから、歴史的景観の形成を図っていく道。
「歴史景観重要道路に準ずる道」＝城下町の面影が残っていることから、回遊道として、将来的に景観形成を図っていく道。



「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」における無彩色やごく低彩度の色彩で構成される歴史的景観

【景観形成の基本方針】

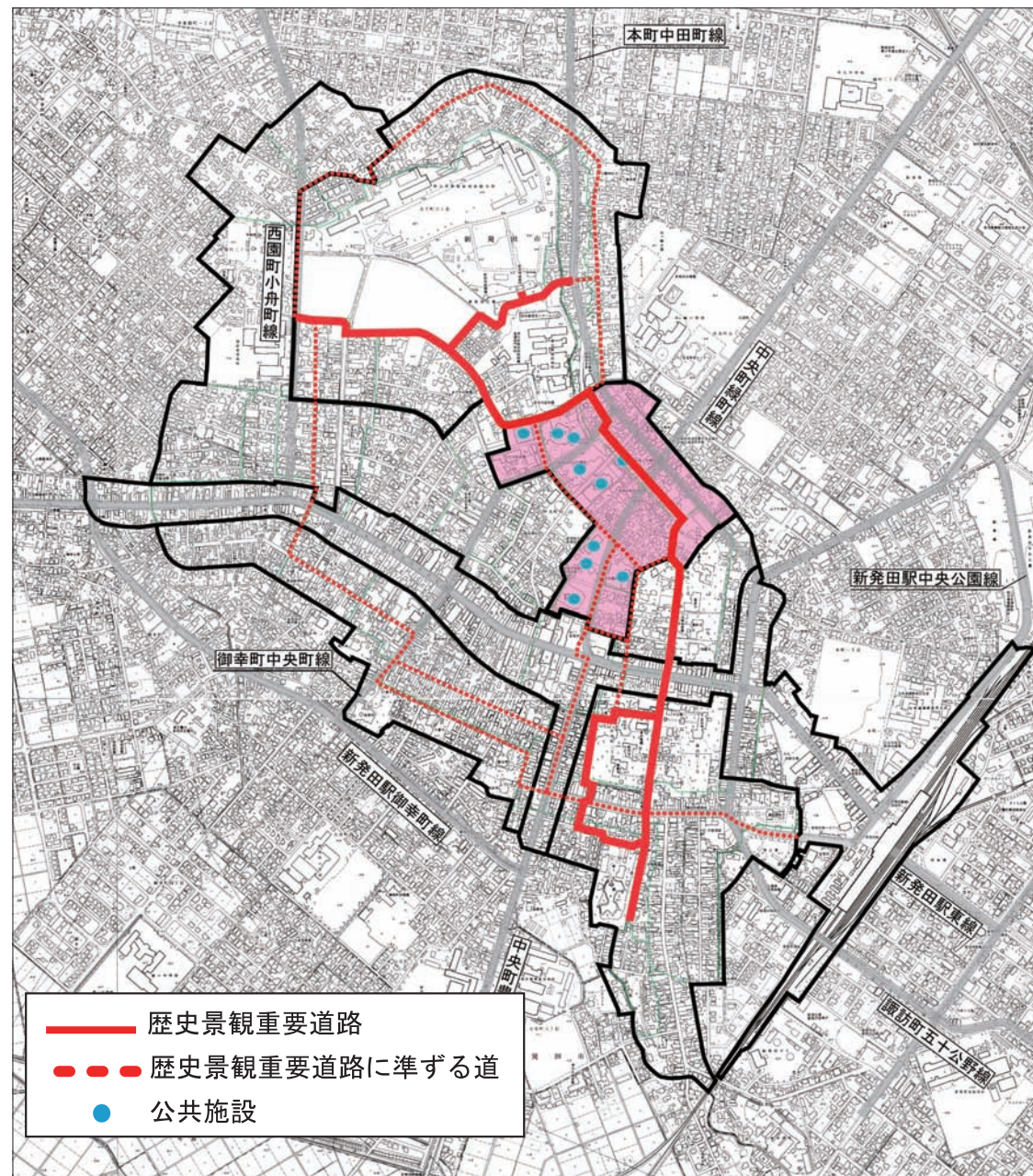
- ◇「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」の歴史的街なみを保全します。
- ◇「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」の歴史的街なみを積極的に活用し、魅力を向上させます。

【行為の制限】

対象	行為の制限
高さ	【歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側20mの範囲)】 ○建築物・工作物の高さは、10m以下とします。ただし、諏訪神社前の国道290号に接する敷地の建築物・工作物の高さは、12m以下とします。 また、寺社、景観重要建造物及び公共の用に供する工作物 ^{注)} は、適用除外とします。 【その他の敷地】 ○建築物・工作物の高さは、12m以下とします。ただし、寺社、景観重要建造物及び公共の用に供する工作物は、適用除外とします。
形態・意匠	【歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側20mの範囲)】 ○屋根形式は、3/10以上の和風調を基本とした勾配屋根(片流れ屋根及び陸屋根を除く)とします。(車庫を除く) ○通りから見通せる外壁(開口部・出入口を除く)は、歴史的景観と調和した木竹(ただし、準防火地域では、建築基準法に基づき不燃処理を行ったもの)・石・土などの自然素材とします。これにより難しい場合は、周辺景観と調和するように配慮してください。 ○通りから見通せる箇所に設置する建具・ベランダ等は、シルバー系の色彩を除いたもので、かつ、歴史的景観と調和したものとします。 【その他の敷地】 ○屋根形式は、3/10以上の和風調を基本とした勾配屋根(片流れ屋根及び陸屋根を除く)とします。(車庫を除く)
色彩	※「色彩の制限」については、p.16の一覧図を用いて別途示します。
門・塀 垣・さく	【歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側20mの範囲)】 ○通りから見通せる箇所に設置する門、塀、垣及びさくは、歴史的景観と調和した形式とします。 【その他の敷地】 ○通りから見通せる箇所に設置する門、塀、垣及びさくは、歴史的景観と調和した形式とするように努めてください。 ※歴史的景観と調和した形式とは、樹木による生垣又は木竹・石・土などの自然素材を用いたものや和風調としたものをいいます。
建築設備	【歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側20mの範囲)】 ○建築設備は、通りに面しないように設置してください。やむを得ず通りに面して設置する場合は、樹木や木材の囲い等により修景を行い、通りから見通せないようにしてください。
自動販売機	【歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側20mの範囲)】 ○通りから見通せる箇所に設置する自動販売機は、周辺景観に溶け込むように、木製の囲い等による修景、又は、色彩制限の外壁等の範囲における塗装を行うものとします。

注) 公共の用に供する工作物＝電波塔など不特定多数の人にとって必要なもの。

(2) 「公共施設区域」における行為の制限



「公共施設区域」における大規模な建築物

【景観形成の基本方針】

◇「公共施設区域」は、魅力的な歴史的景観を持つ「新発田城周辺区域」と「寺町・清水谷周辺区域」の連続性を持たせるため、城下町の風情が感じられる街なみを創出します。

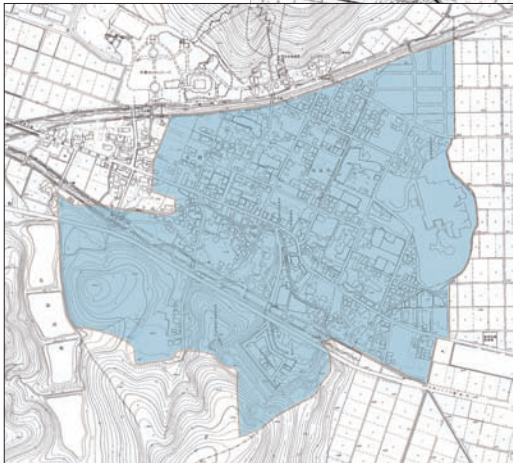
【行為の制限】

対象	行為の制限
高さ	○建築物・工作物の高さは、24m以下とします。ただし、寺社、景観重要建造物及び公共の用に供する工作物は、適用除外とします。
形態・意匠	【歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側20mの範囲)】 ○屋根形式は、12m以下の建築物では、3/10以上の和風調を基本とした勾配屋根(片流れ屋根及び陸屋根を除く)とします。また、12mを超える建築物では、3/10以上の和風調を基本とした勾配屋根(片流れ屋根及び陸屋根を除く)とするように努めてください。(車庫を除く) ○通りから見通せる外壁(開口部・出入口を除く)は、歴史的景観と調和した木竹(ただし、準防火地域では、建築基準法に基づき不燃処理を行ったもの)・石・土などの自然素材とします。これにより難しい場合は、周辺景観と調和するように配慮してください。 ○通りから見通せる箇所に設置する建具・ベランダ等は、シルバー系の色彩を除いたもので、かつ、歴史的景観と調和したものとします。 【その他の敷地】 ○屋根形式は、12m以下の建築物では、3/10以上の和風調を基本とした勾配屋根(片流れ屋根及び陸屋根を除く)とします。また、12mを超える建築物では、3/10以上の和風調を基本とした勾配屋根(片流れ屋根及び陸屋根を除く)とするように努めてください。(車庫を除く)
色彩	※「色彩の制限」については、p.16の一覧図を用いて別途示します。
門・塀 垣・さく	【歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側20mの範囲)】 ○通りから見通せる箇所に設置する門、塀、垣及びさくは、歴史的景観と調和した形式とします。 【その他の敷地】 ○通りから見通せる箇所に設置する門、塀、垣及びさくは、歴史的景観と調和した形式とするように努めてください。 ※歴史的景観と調和した形式とは、樹木による生垣又は木竹・石・土などの自然素材を用いたものや和風調としたものをいいます。
建築設備	【歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側20mの範囲)】 ○建築設備は、通りに面しないように設置してください。やむを得ず通りに面して設置する場合は、樹木や木材の囲い等により修景を行い、通りから見通せないようにしてください。
自動販売機	【歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側20mの範囲)】 ○通りから見通せる箇所に設置する自動販売機は、周辺景観に溶け込むように、木製の囲い等による修景、又は、色彩制限の外壁等の範囲における塗装を行うものとします。

(4)「市街地景観エリア」「自然景観エリア」における行為の制限



中心市街地、五十公野地区



月岡温泉地区



「市街地景観エリア」における住宅地及び温泉街

市街地景観エリア

【景観形成の基本方針】

市街地景観エリア

- ◇「市街地景観エリア」における「歴史景観エリア」を取り囲む市街地は、「歴史景観エリア」の歴史的街なみを際立たせ、かつ、人々の暮らしの場として、落ち着きと統一感ある街なみを保全・創出します。
- ◇「市街地景観エリア」における月岡温泉街は、観光客のくつろぎの場として、温かみと落ち着きがあり、周辺の自然景観とも調和した街なみを保全・創出します。

自然景観エリア

- ◇「自然景観エリア」は、新発田市の原風景である田園景観、二王子岳等の山岳景観、加治川等の河川景観、そして、藤塚浜の海岸景観に代表される自然景観と調和した家なみを保全します。

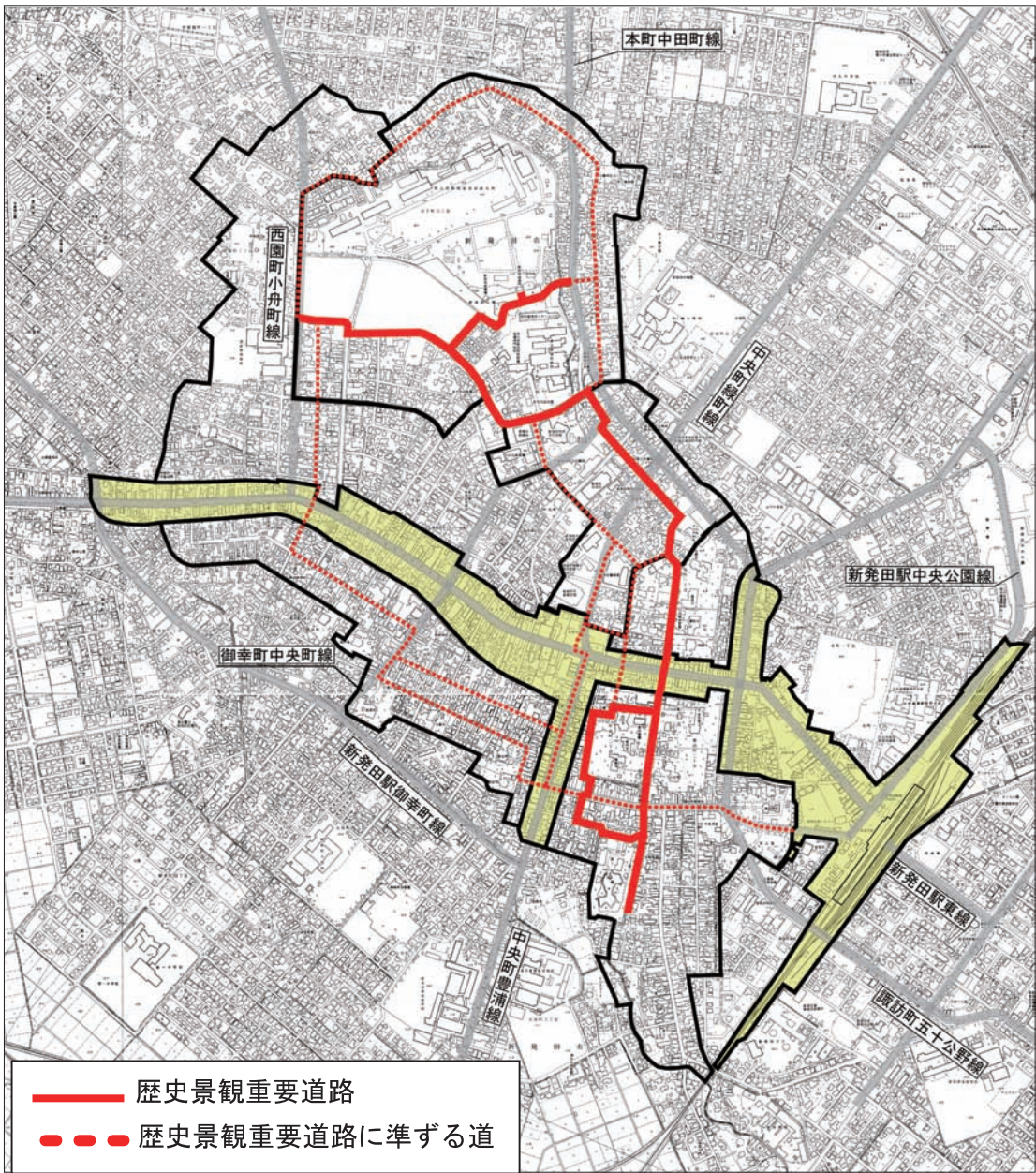


「自然景観エリア」における田園景観、山岳景観、河川景観及び松並木

【行為の制限】

対象	行為の制限
色彩	※「色彩の制限」については、p.16の一覧図を用いて別途示します。

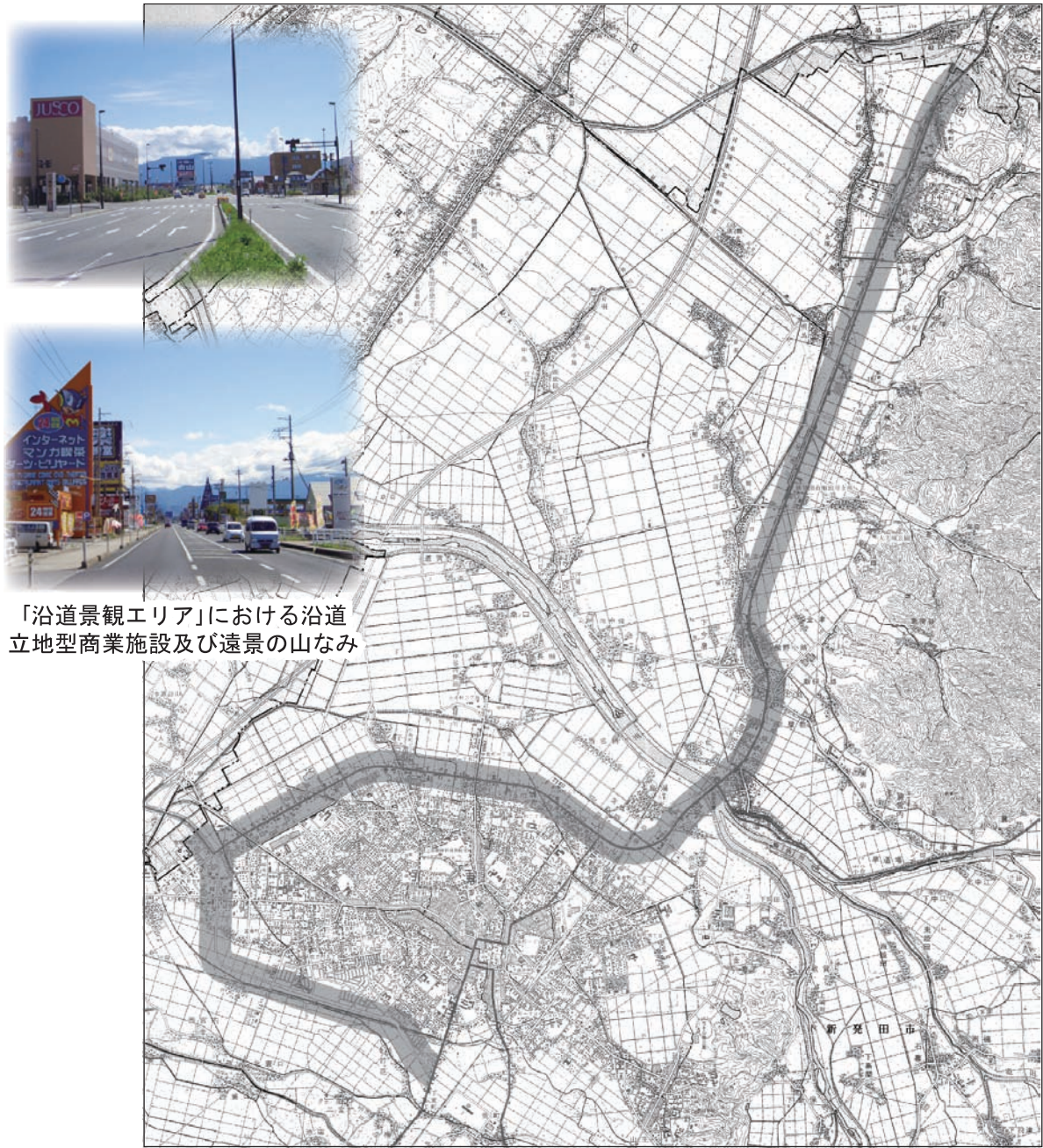
(5) 「駅前大通り景観エリア」「沿道景観エリア」における行為の制限



駅前大通り景観エリア



「駅前大通り景観エリア」における商店街及び新発田駅



沿道景観エリア

【景観形成の基本方針】

駅前大通り景観エリア

◇「駅前大通り景観エリア」は、新発田市の顔として、また、新発田市の中心商業地として、城下町の歴史を感じさせるとともに賑わいある街なみを創出します。

沿道景観エリア

◇「沿道景観エリア」は、沿道立地型の商業施設が建ち並び、大きな看板等が目立つことにより、乱雑な景観となっています。よって、その乱雑な景観を正すことにより、賑わいの中にも、遠景の自然景観と調和した街なみを創出します。

【行為の制限】

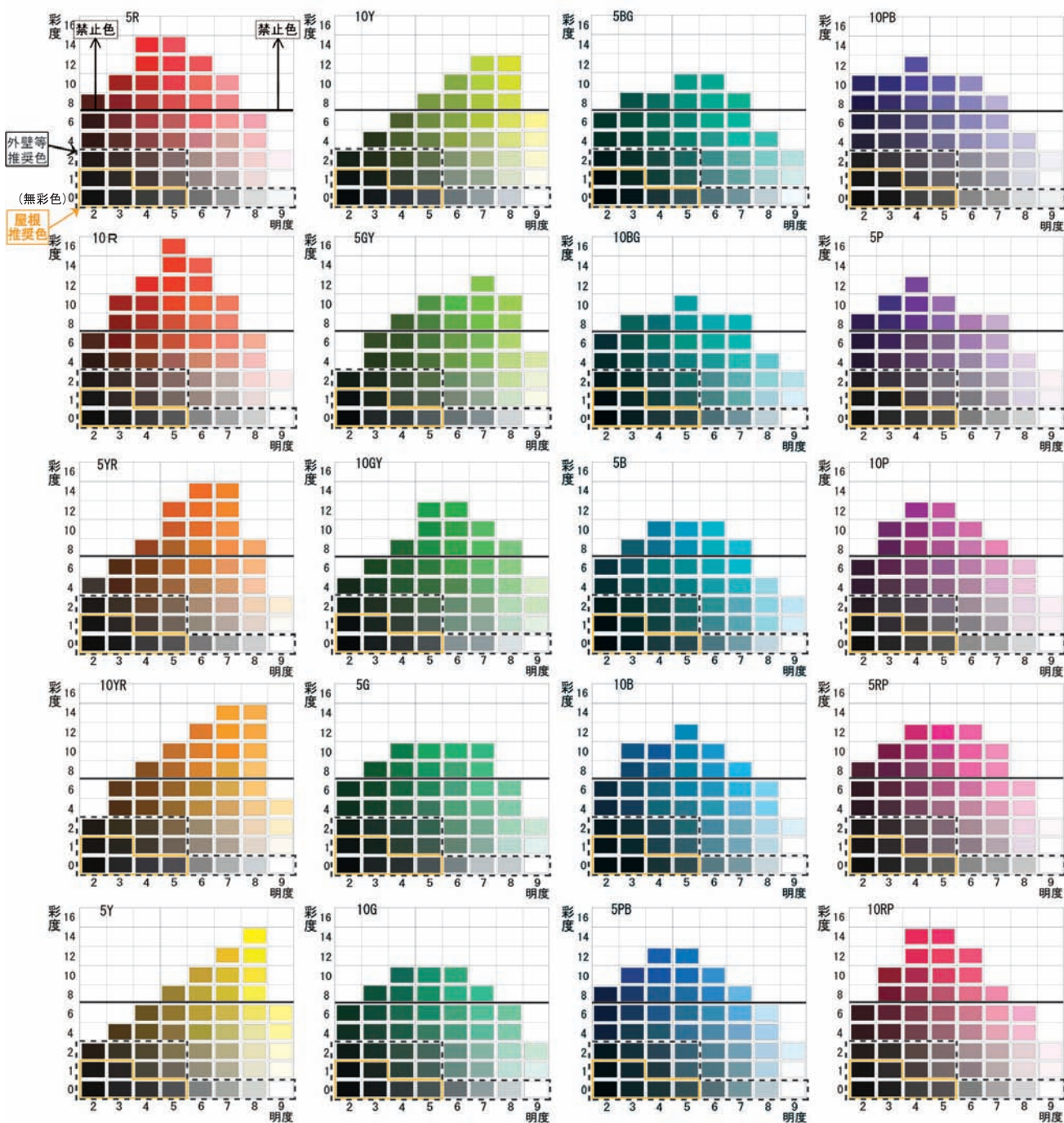
対象	行為の制限
色彩	※「色彩の制限」については、p.17の一覧図を用いて別途示します。

(6)「歴史景観エリア」「市街地景観エリア」「自然景観エリア」の色彩制限

建築物の屋根(庇を含む)及び外壁等並びに工作物の外観の色彩は以下の表のとおりとします。
ただし、和瓦、銅板及び木竹・石・土などの自然素材を用いる場合、また、通りから見通せる箇所に位置しない工作物については、この限りではありません。

種別	部位	色相	明度	彩度
禁止色	—	—	—	8.0 以上
推奨色	建築物の屋根 (庇を含む)	5R~10RP	3.0 以下	1.0 以下
		N(無彩色)	5.0 以下	—
	建築物の外壁等 及び工作物	5R~10RP	5.0 以下	2.0 以下
		N(無彩色)	—	—

禁止色: 使用を禁止する色彩。
推奨色: 歴史的景観との調和を図るために推奨する色彩。なお、あくまで推奨色であるため、周辺の状況等により変化することがあります。
※ 無彩色とは彩度がまったく無い色(白~灰色~黒)をいいます。(彩度0)



【凡例】 — : 禁止色ライン — : 建築物の屋根(庇含む)の推奨色 - - - : 建築物の外壁等及び工作物の推奨色

※印刷物であるため、実際の色とは異なることがあります。

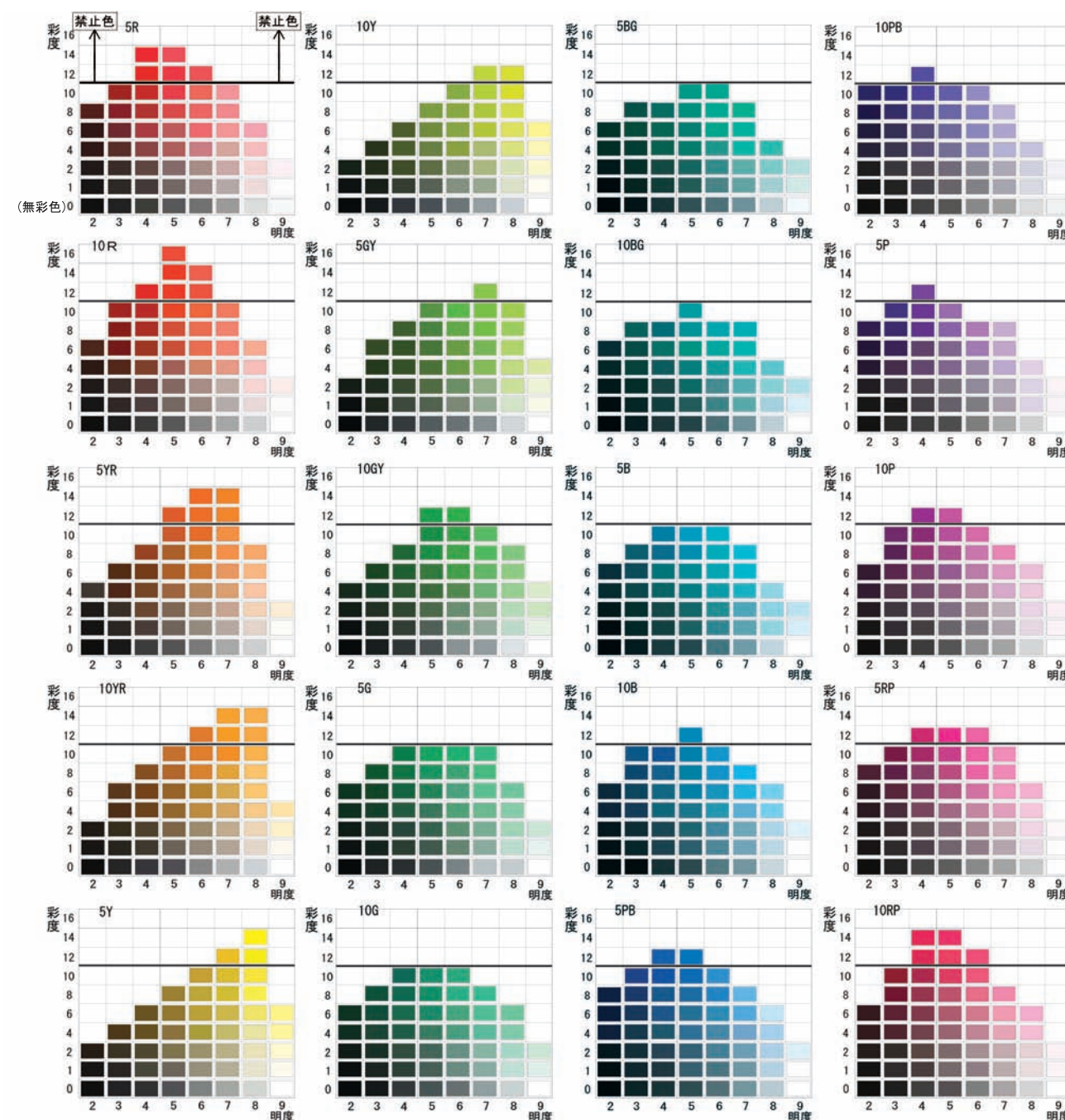
- ◆使用可能な色であっても、基調色として用いるものについては、特に周辺景観と調和するように配慮してください。
- ◆アクセントカラーとして用いるものについては、禁止色も利用可能とします。

(7)「駅前大通り景観エリア」「沿道景観エリア」の色彩制限

建築物の屋根(庇を含む)及び外壁等並びに工作物の外観の色彩は以下の表のとおりとします。
ただし、和瓦、銅板及び木竹・石・土などの自然素材を用いる場合、また、通りから見通せる箇所に位置しない工作物については、この限りではありません。

種別	部位	色相	明度	彩度
禁止色	建築物の屋根(庇を含む)及び外壁等並びに工作物	—	—	12.0以上

禁止色: 使用を禁止する色彩。



【凡例】 — : 禁止色ライン

※印刷物であるため、実際の色とは異なることがあります。

- ◆使用可能な色であっても、彩度8以上を用いるものについては、駅前大通り景観エリアでは、特に大通りの景観、沿道景観エリアでは、周辺の自然景観に違和感を与えないように配慮してください。
- ◆アクセントカラーとして用いるものについては、禁止色も利用可能とします。

(1)～(7)までに示した行為の制限が適用される各エリアの届出対象行為は次のとおりです。

エリア名		届出対象行為	
1.歴史景観エリア	建築物	◆延べ面積が10㎡を超えるもの	①新築、増築、改築又は移転 ②屋根や外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が変更を加える屋根や外壁のそれぞれの総面積の1/2を超えるもの
	工作物	◆築造面積が10㎡を超える、又は、高さ10m以上のもの ただし、門、塀、垣、さく及び自動販売機は以下のとおりとする ＜門、塀、垣、さく＞ 歴史景観重要道路沿いの敷地で、通りから見通せる箇所に設置する高さ1.5m以上、かつ、長さ10m以上のもの ＜自動販売機＞ 歴史景観重要道路沿いの敷地で、通りから見通せる箇所に設置するもの	①新設、増築、改築又は移転 ②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が、総面積の1/2を超えるもの
2.市街地景観エリア	建築物	◆延べ面積が200㎡以上、又は、高さ12.5m以上のもの	①新築、増築、改築又は移転 ②屋根や外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が変更を加える屋根や外壁のそれぞれの総面積の1/2を超えるもの
	工作物	◆築造面積が200㎡以上、又は、高さ12.5m以上のもの	①新設、増築、改築又は移転 ②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が、総面積の1/2を超えるもの
3.駅前大通り景観エリア	建築物	◆延べ面積が500㎡以上、又は、高さ15m以上のもの	①新築、増築、改築又は移転 ②屋根や外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が変更を加える屋根や外壁のそれぞれの総面積の1/2を超えるもの
	工作物	◆築造面積が500㎡以上、又は、高さ15m以上のもの	①新設、増築、改築又は移転 ②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が、総面積の1/2を超えるもの
4.沿道景観エリア	建築物	◆延べ面積が500㎡以上、又は、高さ15m以上のもの	①新築、増築、改築又は移転 ②屋根や外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が変更を加える屋根や外壁のそれぞれの総面積の1/2を超えるもの
	工作物	◆築造面積が500㎡以上、又は、高さ15m以上のもの	①新設、増築、改築又は移転 ②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が、総面積の1/2を超えるもの
5.自然景観エリア	建築物	◆延べ面積が500㎡以上、又は、高さ15m以上のもの	①新築、増築、改築又は移転 ②屋根や外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が変更を加える屋根や外壁のそれぞれの総面積の1/2を超えるもの
	工作物	◆築造面積が500㎡以上、又は、高さ15m以上のもの	①新設、増築、改築又は移転 ②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が、総面積の1/2を超えるもの

※届出対象外となるものについては、各エリアの「良好な景観の形成に関する方針」や「行為の制限」に充分配慮してください。

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

新発田市には、特色のある外観を持ち、景観を形成するうえで重要な景観資源となる建造物や市民に親しまれている樹木が存在しており、それらを継承することは、景観上極めて重要な意味を持ちます。

したがって、良好な景観の形成に重要と認められるもののうち、以下に示す建造物については、「景観重要建造物」に、また、樹木については、「景観重要樹木」に指定し、適正な管理等を行い、今後も景観資源として保全していくものとします。

①景観重要建造物の指定方針

道路その他公共の場所から公衆によって容易に見通せ、良好な景観の形成上重要であり、次のいずれかに該当する地域を象徴する建造物を指定します。

- A. 地域の自然、歴史、文化、生活を感じさせるもの。
- B. 建築的に優れたデザインや価値のあるもの。
- C. 住民に景観上親しまれているもの。

②景観重要樹木の指定方針

道路その他公共の場所から公衆によって容易に見通せ、良好な景観の形成上重要であり、樹姿(樹高や樹形)が特徴的な、次のいずれかに該当する地域を象徴する樹木を指定します。

- A. 地域の自然、歴史、文化、生活を感じさせるもの。
- B. 住民に景観上親しまれているもの。

5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、景観を形成する重要な要素のひとつであり、建築物や工作物に関する行為の制限に併せて、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定めます。

①基本的事項

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置については、新発田城をはじめとする歴史的景観や山々への眺望などの自然景観との調和を図るため、景観計画区域のうち必要な区域について形態、意匠、面積、色彩、高さ等の表示及び設置を制限します。

②重点的に景観形成を図る区域における事項

「歴史景観エリア」の歴史景観重要道路沿いについては、重点的に景観形成を図る区域として特に高さや色彩の表示及び設置に留意し、歴史的景観との調和を図ります。

6 景観重要公共施設の整備に関する事項及び許可の基準

道路や河川などの公共施設は、景観を構成する要素の一つであり、地域のシンボルとなりうるものです。よって、良好な景観の形成を進めるにあたり、これら公共施設が景観に与える影響は大きく、整備にあたっては、本景観計画に基づき、景観づくりの先導的な役割を果たすように努める必要があります。

したがって、以下に示す公共施設について、景観重要公共施設に位置付け、必要な整備方針を定めます。

- 二級河川加治川【(主)新潟新発田村上線紫雲寺橋から羽越本線JR鉄橋までの間】
- 準用河川新発田川【(主)新発田停車場線住吉橋から赤沼川の分岐点(越流堰)までの間】
- 歴史景観重要道路【新発田城址公園から寺町を経て、清水園に至る南北の道】



新発田市景観計画 概要版

新発田市地域整備部建築課

〒957-0053 新潟県新発田市中央町5-2-13

TEL (0254) 26-3557 FAX (0254) 26-3559